

写

平監発第113号
平成26年12月24日

小平市長
小林正則 殿

小平市監査委員 舛川博昭
小平市監査委員 宮寺賢一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

次世代育成部児童課、青少年男女平等課、参事（保育指導）、保育課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第 3 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 監査の期間

平成 26 年 9 月 16 日から平成 26 年 12 月 8 日まで

第 5 監査講評の場所

市役所 601 会議室

第 6 監査の主眼

監査に当たっては、次世代育成部児童課、青少年男女平等課、参事（保育指導）、保育課所管の事務事業が、関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

1 契約事務について

- (1) 主管課における業務委託契約で、暴力団等の排除条項がない約款を使用しているもの
(児童課)
- (2) 主管課における物品購入契約で、見積書兼請書の合計金額が誤っているもの
(保育課)
- (3) 主管課における物品購入契約で、分割発注をしているもの
(保育課)
- (4) 主管課における物品購入契約で、請書、見積書兼請書の記載に消せるボールペンを用いているもの
(保育課)

2 検査事務について

- (1) 主管課における物品購入契約で、納品時における検査員による検収が徹底されていないもの
(児童課)
- (2) 主管課における物品購入契約で、納品書の数量、金額に誤りがあるまま検収がされているもの
(保育課)

3 旅費支給事務について

- (1) 出張に当たって、出退勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの
(児童課、青少年男女平等課、保育課)

4 貸金支給事務について

- (1) 割増貸金の要件を満たさないまま支給しているもの
(保育課)

なお、今後、留意すべき事項について、以下のとおり述べる。

1 文書・庶務について

回議書で、適切な件名が付けられていないもの、記載事項が不十分なもの、決裁権者まで決裁されていないもの、決裁日の記載がないものが見受けられた。回議書は、意思決定の内容及び経緯を明らかにするものである。以前作成したものを利用する場合は、上書きをするのみではなく改めて内容すべてを確認するよう徹底されたい。

また、消せるボールペンについては、公文書に使用しないことは当然であるが、市民等から受け取る申請書や請求書等にも使用されている可能性があることを意識して取り扱うよう留意されたい。

2 契約事務について

主管課における特命随意契約の業務委託契約で、締結理由が業務を委託した開始当初のまま見直されていないものが見受けられた。当該契約の締結に影響を与えるものではないが、日付や金額を確認するのみではなく特命随意契約理由を毎年度見直すなど、契約に係る手続きを適正に執行されたい。